

生保裁判連ニュース

第六号 一九九七・一一
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(〇七五・二四一・二三四)

生保裁判連第三回総会

横浜に全国から一四〇名の参加

全国生保裁判連第三回総会及び交流会が、九月七日(日)に、横浜市の横浜市健康福祉センターにおいて開催されました。関東では初めての開催でしたが、全国各地から、第二回総会を上回る一四〇名もの参加者がありました。

裁判連では、昨年一月の第二回総会以降も、生活保護を中心とした国政の動向や現場での取り扱いと、全国各地で行なわれている関連する裁判について情報把握しながら留意してきました。そして定例の事務局会議の中で、情報の確認や裁判連の活動について議論を深めると共に、生保裁判連ニュースを発行し、会員への周知、情報提供を行ってきました。この間にも、宮岸訴訟第一審判決、岩田訴訟控訴審判決、ゴドウィン裁判上告審判決、林訴訟控訴審判決

等がありました。その中には、不当判決もありましたが、生活保障関連裁判の一連の流れや個々の訴訟において、前進と評価できる内容が盛り込まれるなど、一つ一つの訴訟での奮闘と他の訴訟への効果、そして裁判連の活動の効果や必要性が実感できることが数多くあったのではないかと思います。

第三回総会・交流会は、「憲法施行五〇年 いま、生存権はどうなっている？」をテーマに、各地で係争中の訴訟の勝利、生存権を保障する生活保護行政や社会保障のあり方を求め、盛況に開催されました。

総会では、開催に協力してきた横浜社会福祉研究会の大塚幸三氏の開会挨拶の後、竹下事務局長より基調報告と、①各地での裁判や事件の支援、協力をを行うのと同時

に、全国的なネットワークづくりを進めていくこと、②外国人、ホームレスなど問題が数多く指摘される分野の研究を進めながら、生活保障における補正性のあり方や調査のあり方などについても研究していく、③資料集の普及やホームページの創設、関係団体との連携等により、活動の広報やアピールをしていく、との活動方針が提案されました。

記念講演は、元茨城大学教授(朝日訴訟弁護団主任)で弁護士の新井章先生により、「憲法五〇年と朝日訴訟」をテーマに行なわれました。朝日訴訟に限らず、生存権、人権のための闘争(裁判)には、社会的な必然性はあるとはいえず、優れた当事者(取り巻く人々も含めて)の存在としっかりとした弁護団の存在、それを支える支

援団体が必要不可欠である。それだけではなく朝日訴訟は砂川闘争や松川事件に学んだり、励まされたりしており、逆に朝日訴訟が家永教科書裁判を励ますことに繋がっていた事実がある。同じように、今行なわれている各地での取組みも、これまでの裁判や事件に学び励まされたいと同時に、必ず誰かを支えていたり、励ましたりしている。朝日訴訟に始まる、以降の一連の、生活水準を追求する闘いは、国民の中に生存権保障を広め、深く根づかせたことに繋がった。戦後五〇年を経た現在、朝日訴訟当時と比べ、不変のものもあるが、社会状況に大きな違いがある事を認識しておかなくてはならない。当時、国民に生存権があり、国には生活保障の義務があると言っていた社会保障制度審議会が、臨調行革路線に準じ、社会保障は皆のためにあり、お互いに支えあっている。朝日訴訟当時よりも権力体制がより強固になってきているわけだが、見方を変えれば、それだけ闘う力が強くなった、という事でもある。これから、「人間らしい生活」を求めていくに際し、今行なわれていることに疑問を持つたり、怒りを表したりし、闘っ

ていくことは重要な事である。以上のように結ばれました。

その後、特別報告として、「市民から見た生活保護」をテーマに、NHKドラマ制作部プロデューサーの菅野高至氏より、問題を抱える現場とケースワーカーの苦悩について、また、鶴見生活と健康を守る会の大間知哲哉氏より、生活保障の申請場面での取り扱いの問題性の指摘と基本的な権利保障を求める報告が二本あり、午前中の部は終了となりました。

午後の部では、二つの分科会に分かれ、活発な議論と意見交流が図られました。午後四時過ぎに全体会が再開され、代表委員の小川政亮先生より、まとめの報告がありました。今日尚、手続的権利の保障が人間らしく生活する権利を保障するために重要である。そして、司法制度の保障が確立されていない現在、裁判連の存在は重要な意味を持っている。朝日訴訟を知らない世代になりつつあるが、一連の闘いの成果を再確認する必要がある、と結ばれました。

(横浜社会福祉研究会
井上 俊明)

「あなたにもできる生活保護争訟」

「あなたにもできる生活保護争訟」と題された第一分科会は五〇名強の参加があった。三本のレポートのあと、フロアからの活発な発言があり、実は「ケースワークとは何？」といった根源的な問い掛けもあったのですが、予定時間を大幅に超過しても、まだ発言し足りない状況では十分な論議を尽くせなかつたのは残念でした。ここでは幾つかポイントとなる発言を紹介し、第一分科会概略報告とします。

「あらゆるバタインの争訟があり、現場の人間として再認識させられた。」という林氏(全国生活保護裁判連事務局)は、『争訟資料集第四巻』から一五例を解題。日常の実践活動のなかでは見過ごしてしまいがちで余り疑問にも感じていなかったような、例えば年金の併給禁止規定など、現場感覚が素朴な市民感覚からは大きくズレてしまっていることや、「無関係先一律大量調査」の結果、法定処理日数が守られずにいる状況な

ど、制度の運用が歪められていくなかで生じてきている問題に触れるとともに実質的な利益を勝ち取るためのノウハウとして、審査請求を出すのと併せて、再申請をしていくことも必要であるなど、これまでの争訟をもとにわかりやすく報告頂いた。

また今春、横浜市の福祉職を退職し、精神医療の現場に身を置くようになったという長谷川氏(関内メンタルクリニック)からは、過去、公務で生活保護制度に携わった経験をもとに、『ケースワークと争訟』という難しいテーマでレポート頂いた。ケースワークの成立には、信頼関係が不可欠である。しかし、時にケースワークが行政上の事実行為として「ワーカ

ー」の数だけある生活保護の恣意的運用によって、権利の侵害や不利益をもたらすことがありうるという指摘。このような陥穽に陥らず、保護請求権保障労働としてのケースワークを成立させるために、生活保護の実施過程において「ケー

ス記録」を本人に示し、それぞれの過程で本人の参加と協働を求め、情報を共有化する作業をしてきたという。この実践報告には多くの参加者が共感した。

更に、「針の穴ほどの人権侵害も許さない」姿勢で取り組んでいるという神奈川県生健会からは、主として保護申請時の福祉事務所への対応を中心に、県内でも様々な権利侵害が行われているという実態報告がなされた。おかしと思っ

たら、そのままにせず、法的根拠を聞いたり、対応した担当者名前を聞くなど、声を上げること大事であるという。また、いつしか現場に深く浸透し、日常的に権利侵害をもたらす元凶となった、保護行政における非加熱剤ともいえる「一二三号通知」を改めて問い直し、より多くの人達に実態を知ってもらうことが大切だと訴えた。

この他にもフロアからは「保護費を貯えたら保護を廃止された」「高齢夫婦で生活していたが夫の

死亡で単身生活になった途端住宅費を減らされた」など、制度を良く知らないケースワーカーが十分な説明もせずに権利侵害を行っているとの発言があった。

また、神戸の仮設住宅で電気・ガス・そして水道すらも停められるなかで孤独死した例などをみれば生活保護という制度の枠だけでなく、気軽に相談できる場を創設していくことも必要なのだという意見もだされた。

このように荒廃した現場状況は、基本的に人を信用しないという姿勢が背景にあるようだ。特に生活保護制度という極めて閉鎖的な枠組みのなかで行われるケースワーカーの実践活動は「適正な保護の実施」という観点で監査されはしても、権利侵害の実態を他者が点検する機会が少ない。審査請求はこの閉鎖的な体質に穴を空けるとともに「ケースワーク」の中身にも目を向けることにもなる。現場でこそケースワーカーも成長していくものである。その意味から「怒涛の如く」審査請求をあげるべきと竹下弁護士(助言者)は熱く語った。

(横浜社会福祉研究会 小林)

香 臭 姿

▼実は、第三回総会を横浜で開催できたことは、生活保護裁判連の「結成以来の夢」を実現するための大きな一歩となったのです。というのは、生保裁判連が関西・西日本中心の「ローカル組織」から「全国組織」に脱皮できるかどうかの試金石は、関東・東日本にしっかりとした基盤がつくれるかどうかだと考えていたからです。▼私事ながら総会当日は折悪しく参加できなかったので又聞きですが、一面の記事のように前回は上回る多くの方に参加していただき、財政的にも赤字を出さずにすんだとのことでした。その上、新たに一四名の方に入会していただきました。

ただちょっと残念なことは現地の弁護士参加が少なかったとのことです。この場をかりて総会を準備していただいた横浜社会福祉研究会、生健会はじめ関係者の方々に心から感謝したいと思います。▼鬼に笑われそうですが、次回総会の候補地として金沢案が浮上っています。実現のためには周辺府県との関係者の協力が必要です。名実ともに「全国組織」となるために一層のご協力をお願いします。何よりも真の社会保障制度の実現のために。(編集部 やなぎ)

「新しい生活問題と生活保護」

第二分科会は六六名と会場には座り切れないほどの参加者から、熱い期待が伝わる中で始まりまし
た。まずは「新しい生活問題と生活保護」という分科会のテーマに添って、四本のレポートがありま
した。最初は名古屋の内河弁護士から林訴訟に関して、一審の画期的な勝訴判決を覆された二審での逆転敗訴の不当な判決内容とその問題点を中心に報告がありました。

二審では、原告が稼働能力を実際に活用できる場があったかどうか、そしてその能力を活用していたかどうかという事実認定が論点となり、原告が働く場を失って野宿に追い込まれた中で、必死になってさまざまな仕事を捜してきた事実をねじ曲げ、仕事はあったはずだという推認のもとに、保護の要件はないという不当判決となつてしまいました。ただ、ホームレスについては「稼働能力があるから保護の要件はない」と主張した名古屋市の違法な生活保護行政は明確に否定する結果にはなりました。途中、原告林さんからの決意表明

があり、「ホームレスと生活保護医療扶助単給の違法性」などの問題を明らかにしていくためにも、運動の輪を広げて最高裁では再度勝訴判決を勝ち取るために頑張りたいということでも報告は締めくくられました。二本目は神戸市の橋本さんからゴドウィン裁判の経過について報告がありました。非定住外国人であるゴドウィンさんがかも膜下出血で入院した医療費に
関して、医療扶助を適応した神戸市とそれを認めない厚生省、そしてその国庫負担金の請求というところが論点となった裁判ですが、裁判所は一審、二審、三審とも住民訴訟の要件である出訴期間が遵守されていないということとを理由に門前払してしまいました。その後大阪府大震災において重傷を負った外国人に対して、生活保護法も災害救助法も適応されないという事態も発生し、改めて「非定住外国人の医療費問題」がクローズアップされているという報告でした。三本目は金沢市の奥村弁護士から「障害者と生活保護」という観点

で、高訴訟と宮岸訴訟の報告がありました。高訴訟は心身障害者扶養共済を収入認定されたことの取消を求め、現在金沢地裁にて審理中です。宮岸訴訟は障害基礎年金と老齢厚生年金との併給調整・内払い調整の取消を求め、現在東京高裁で審理中です。たとえ重度の障害者であっても、地域で暮らすことは当たり前の権利であり、それを保障していくための生活保護の在り方が問われている二つの訴訟であるとの報告でした。最後は、福岡市の深堀弁護士から「生活保護における資産の保有や自動車の活用と自立助長」という観点で福岡中島訴訟と大牟田増永訴訟の報告がありました。中島訴訟は勤労控除分を将来の子供の自立のために学資保険としてかけていたものを福祉事務所が取り上げたこと取消を求めたものです。秋田加藤裁判の判例があるのにもかかわらず、福祉事務所側は「保護費を貯蓄に回すことは一切許されない」という時代遅れの主張を裁判の中では繰り返して、九月には結審し年

内に福岡高裁にて、控訴審判決が出される見込みです。増永訴訟では、原告が働くために自動車を借りて運転していたことに対して、福祉事務所が一方的に保護廃止処分をしたことの取消を求めて、福岡地裁大牟田支部にて審理中です。自動車を借りて運転してはいけな
いことの理由を明らかにせず、そして義務教育中の児童がいるにもかかわらず保護廃止にした被告の姿勢には憤りを覚えるとのことでした。中島訴訟では保護世帯の子供が高校に行くことが、増永訴訟では働くことが生活保護の自立助長の原則から見ても必要であること

は明らかであるにもかかわらず、福祉事務所側にその視点が欠けていることが大きな問題であると最後にまとめがありました。これらのレポートを受けて、フロアとの論議に入りましたが、神奈川県下の生活と健康を守る会会員から多くの意見をいただきました。林訴訟との関係では、「本人が筋肉痛がひどく働けないにもかかわらず一方的な病状調査だけで執拗に就労指導を福祉事務所がしている」という意見。「憲法を守ることが行政の基本であるにもかかわらず窓口で生活保護申請書を置かない

(四面に続く)

「大阪ホームヘルパー訴訟を考える」 弁論大会開催のお知らせ (立命館大学 山本 忠)

立命と龍谷と大阪市大の社会保障ゼミの学生たち
が合同で、大阪のホームヘルパー訴訟をテーマ
にして弁論大会を下記の要領で開催します。
日時：1997年11月15日(土)午後1時から5時
場所：龍谷大学21号館6階の大教室(300人ぐ
らい入れる部屋)

テーマ：大阪ホームヘルパー訴訟を考える
対象者：各大学のゼミ生・学生・一般市民
弁論大会の方法：各大学から3班ずつがそれぞれ

の論点を立てて立論する。1
学生及び傍聴者はそれぞれ優
点ずつ持っており、一番優
れていると思ふ班に投票でき
脇田(龍谷大)、木下(大阪
市大)、山本(立命館大)の
各教員は10点が持ち点であ
る。最優秀の班、鋭い質問
いプレゼンテーション
賞を与える。

お時間の都合がつく方は冷かに来てください。

(三面から続く)

要求しても渡さないなど福祉事務所は憲法や生活保護法に違反している」という意見。「生活保護の相談窓口では『懇切な相談と説明』というが、役所は怖いというイメージが住民側には広がっている」という意見、等々が出され、これに対して、広島市のケースワーカーからは、専門職として配置されていないケースワーカーの質の問題と制度を熟知していないための漏給問題など現場からの悩みが出されました。これを受けて、記念講演をお願いした新井弁護士から「今後、行政、特に現場のケースワーカーを敵対視していくかどうか考えていく必要がある」という意見がありました。最後に助言者の尾藤弁護士から「外国人やホームレスと生活保護、生活保護における資産の保有など生活保護における新しい問題がこの分科会では話し合われてきたが、このことから生活保護の抑制に関する厚生省の姿勢の変化が浮き彫りになってきた。今までは、一三三号通知に見られる通り申請段階での保護の抑制に重点を置いて来たが、これが完成した現在は学資保険やクレーンなどの資産の保有や自動車の借用運転などへの不利益処分により生活保護受給者への締めつけ、

また外国人やホームレスに対する生活保護からの排除、検診命令により稼働年齢層に対する生活保護からの排除という類型的な生活保護の排除というように新たな抑制の段階に入ってきている。これに対しては、現場のケースワーカーや生健会の会員、そして法律家と一緒に場で話し合っていくことが大切である。不服申し立ての促進など生活保護制度を完全なものにしていくため、ともに頑張りましょう。」とまとめがあり、分科会は終了しました。
(横浜市社会福祉研究会 横山)

主な裁判の今後の日程

- 中嶋訴訟
平成9年12月5日 結審(福岡高裁)
- 増永訴訟
平成9年11月25日 阿部、江川の証人尋問
同10年1月13日 結審(福岡地裁)
- 林訴訟
平成9年8月19日に上告
高訴訟
平成9年11月24日 木下、矢島の証人尋問(金沢地裁)
ホームヘルパー派遣訴訟
平成9年10月29日 村井、石川の証人尋問(大阪地裁)

なぜ、生活保護の申請を受けつけないのか

第3回・全国生活保護裁判連絡交流会で報告



全体会議で発言する大間知さん(右側の写真)と分科会で発言する服部さん(上の写真正面右)



生健会「守る新聞」97.9.21
九月七日、第三回「全国生活保護裁判連絡交流会」が横浜市で行われ、裁判や生活保護行政の実態を交流しました。この交流会には弁護士、福祉関係職員、運動団体など四百四十人が参加しました。
生活と健康を守る会からもたくさんの方が参加しました。横浜・鶴見生活と健康を守る会の大間知哲哉事務局長と神奈川県連の服部昌司事務局長が、全体会議と分科会でそれぞれ特別報告した発言を紹介します。

めたら 生活保護行政

横浜・鶴見 大間知哲哉

厚生省と交渉をする あるいは六十五歳の女性も生活保護の申請をしなくては世帯の子もたいと福祉事務所におおじいちゃんからもくどくど年金通帳や預金通帳の書類を持ってきて定された問題で保護課は、「おじいちゃんなどは扶養義務があるのだから収入認定するのは仕方ない」との発言。非常に腹が立ちました。

人権 元凶は

神奈

「針の穴ほどの人権侵害を許さない」、憲法と生活保護法とありの生活保護行政を要求しています。
大和市の例ですが、元会員が事務所にやってきて「死にたくなくなりました」と言いました。話を聞いてみると、生活保護の申請にいったらケースワーカーに



梅崎さん

制度の根こそぎ改
9月 特別月間 目